

答 申

平成23年9月2日

鳥取県知事 平井伸治 様

鳥取県個人情報保護審議会
会長 松本啓介

鳥取県個人情報保護条例第2章第1節の実施機関に係る義務規定の
適用が除外される場合について（答申）

平成23年8月30日付けで諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申
します。

記

若年性認知症実態調査において、若年認知症患者の取扱制限情報を収集すること
を鳥取県個人情報保護条例第7条第3項第3号による個人情報の収集制限の例外事
項として適当と認めます。

なお、事業の実施に当たり、若年認知症患者やその家族の方等に誤解や不信を招
かないように、分かりやすく丁寧な説明を心掛けてください。